



# 熊本県公報

第 1 2 6 0 1 号  
平成 29 年 3 月 7 日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 1
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… ( // ) 2
- 特定計量器定期検査の実施…………… (産業支援課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… ( // ) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… ( // ) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 4
- 生活保護法に基づく指定施術機関の事業の廃止…………… (社会福祉課) 4
- 生活保護法に基づく指定施術機関の指定…………… ( // ) 4

**公 告**

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 5
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 5
- 県営土地改良事業計画の変更…………… (農村計画課) 5
- 平成 29 年度経営事項審査の実施…………… (監理課) 6

**登 載 依 頼**

- 平成 28 年度熊本県高等学校産業教育電算機組織整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れに関する一般競争入札による落札者の決定…………… (高校教育課) 10
- 熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 10

## 告 示

**熊本県告示第 191 号**  
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 85 条の規定により公示する。  
平成 29 年 3 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人八代桜十字	桜十字八代居宅介護支援センター	八代市通町 8 番 9 号	平成 29 年 3 月 1 日	居宅介護支援

**熊本県告示第 192 号**  
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。  
平成 29 年 3 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日当	八代市泉町栗木	別図 1 のとおり	地滑り
猫谷	八代市東町	別図 2 のとおり	地滑り

筒井	八代市泉町柿迫	別図 3 のとおり	地滑り
野添	八代市泉町栗木	別図 4 のとおり	地滑り
女原	八代市坂本町田上	別図 5 のとおり	地滑り
川床	八代市東町	別図 6 のとおり	地滑り
打越	八代市泉町柿迫	別図 7 のとおり	地滑り

(別図 1 から別図 7 までは省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県南広域本部土木部に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第 1 9 3 号**

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 の規定により公示する。

平成 2 9 年 3 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
健人堂キッズクラブ 人吉市上林町 8 0 2 番地 1	健人堂株式会社 人吉市瓦屋町 1 6 3 9 番地 1 5 馬場 健太郎	平成 2 9 年 3 月 1 日	4350600088	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス 指定保育所等訪問支援

**熊本県告示第 1 9 4 号**

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 2 1 条の 5 の 2 4 の規定により公示する。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
こどもプラス菊池教室 菊池市隈府 2 7 4 番地 3 エト ワール U 1 階	株式会社オフィス田村 熊本市中央区大江四 丁目 9 番 1 3 号 田村 正	平成 2 9 年 3 月 1 日	4351200102	指定放課後等デイサービス

**熊本県告示第 1 9 5 号**

計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 1 9 条第 1 項の規定により特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 7 0 号）第 3 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第 2 1 条第 2 項の規定により公示する。

平成 2 9 年 3 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 対象となる特定計量器  
非自動はかり（計量法施行令（平成 5 年政令第 3 2 9 号）第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 2 検査区域  
荒尾市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、上天草市、阿蘇市、合志市、玉名郡、菊

池郡、阿蘇郡及び天草郡

3 検査日等

- (1) 検査日 平成29年4月11日から平成30年3月30日までのいずれかの日
- (2) 検査場所 当該特定計量器の所在の場所

4 検査を実施する指定定期検査機関の名称

一般社団法人熊本県計量協会

熊本県告示第196号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成29年3月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県宇城市三角町大田尾字松本798番、799番、807番から811番まで

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1)立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに宇城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第197号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成29年3月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡山都町菅字中尾又897番、897番2、897番3、字大平898番1から898番4まで、899番1、899番3、899番4、900番1から900番4まで、901番1、901番2、902番1、又903番1、903番2、904番1、904番2、905番1、905番3、907番、910番、913番、930番、931番、1053番、1054番、1055番1、1055番3、1055番4、1056番

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1)立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第198号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成29年3月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町大字槻木字畑239番（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1)立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに多良木町役場に備

え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第199号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成29年3月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	坂瀬川鬼池港線	天草市五和町手野一丁目字長谷 1812番3地先から 同所 1814番3地先まで	前	9.8 ～ 14.5	17.1	災害復旧
			後	9.8 ～ 15.4		

2 区域を変更する期日 平成29年3月7日

**熊本県告示第200号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定施術機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成29年3月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(柔道整復師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
本田 耕士	松橋整骨院	宇城市松橋町曲野4 -2	平成29年1月2 3日

**熊本県告示第201号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成29年3月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(柔道整復師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
須崎 俊介	あまくさ整骨院	天草市亀場町亀川1 696-1 1階 原田ハイテナント	平成29年1月1 3日
吉本 圭佑	のぞみ整骨院	宇城市小川町江頭1 53-8	平成29年1月3 1日
澤田 実夏	福鍼灸マッサージ整骨院	宇城市松橋町久具1 35-1	平成28年11月 15日

(はり師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
林田 幸祐	甲斐整骨院	合志市栄2127-	平成28年12月

		1 4 1	7 日
村上 隼人	甲斐整骨院	合志市栄 2 1 2 7 - 1 4 1	平成 2 8 年 1 2 月 7 日
(きゅう師)			
施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
林田 幸祐	甲斐整骨院	合志市栄 2 1 2 7 - 1 4 1	平成 2 8 年 1 2 月 7 日
村上 隼人	甲斐整骨院	合志市栄 2 1 2 7 - 1 4 1	平成 2 8 年 1 2 月 7 日

**公 告**

**熊本県公告第 1 2 9 号**

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。  
平成 2 9 年 3 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市豊岡字下八久保 2 0 0 0 番 2 5 2 7  
7 8 7 . 7 8 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市豊岡 2 0 0 0 番地 1 9 0  
社会福祉法人慈敬会

**熊本県公告第 1 3 0 号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 3 月 7 日から同月 2 1 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。  
平成 2 9 年 3 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社峯樹木園	合志市野々島	合志市野々島字芝原 5 3 7 1 番
村上 正美	熊本市北区麻生田	合志市野々島字舟橋 4 9 7 9 番ほか 1 筆
上野 純一	合志市野々島	合志市野々島字野田原 4 5 2 6 番
上野 純一	合志市野々島	合志市野々島字野田原 4 5 3 9 番ほか 1 筆
犬童 正春	球磨郡山江村山田	球磨郡山江村大字山田丙字山刀矢 2 1 5 7 番 1 ほか 3 筆
三川 時則	球磨郡山江村山田丁	球磨郡山江村大字山田丙字一ノ迫 1 4 8 3 番 2 ほか 1 筆

- 2 申請年月日  
平成 2 9 年 2 月 2 0 日

**熊本県公告第 1 3 1 号**

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 8 7 条の 3 第 1 項の規定により、県営天草中央南地区（唐千田工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 8 7 条第 5 項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 5 日以内に審査請求をすることができる。  
平成 2 9 年 3 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称

- 変更後の県営天草中央南地区（唐干田工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成29年3月8日から平成29年4月5日まで
  - 3 縦覧場所  
天草市役所

**熊本県公告第132号**

平成29年度に熊本県が実施する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23第1項の規定による経営事項審査（経営状況分析を除く。）の申請の時期及び方法等について、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第19条の6第1項及び第21条の2第1項の規定により、次のとおり公告する。

なお、経営状況分析の申請については、法第27条の24第1項に規定する登録経営状況分析機関が規則第19条の2第1項の規定により公示する申請の時期及び方法等に従い行わなければならない。

平成29年3月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 申請の対象者  
熊本県内に主たる営業所を有する法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた建設業者で、直近の決算日（以下「審査基準日」という。）が平成28年10月1日から平成29年9月30日までの間（以下「該当期間」という。）のいずれかの日である者
- 2 審査日及び審査場所等  
別表のとおり
- 3 審査日の予約  
(1) 予約先  
主たる営業所がある地域を所管する広域本部各地域振興局土木部又は県央広域本部土木部（熊本土木事務所）  
(2) 予約の期限  
平成29年11月30日  
(3) 予約の方法  
予約を行う審査日は、別表のうちの対象決算月に対応する審査日とし、当該予約は、法第11条第2項の規定による変更届出書（事業年度終了）を提出した後に行うものとする。ただし、審査基準日が平成29年8月1日から平成29年9月30日までの者にあつては、前年度に提出した変更届出書（事業年度終了）の副本（主たる営業所を所管する広域本部各地域振興局土木部又は県央広域本部土木部（熊本土木事務所）の受付印があるものに限る。）を持参し、平成29年11月1日から平成29年11月30日までの間に予約することができる。  
別表のうちの予備日の予約については、熊本県土木部監理課において平成30年1月15日から受け付けるが、予備日に予約できる者は、次の条件のいずれかを満たす者とする。  
ア 1の者のうち、平成30年1月12日までに経営事項審査を受審しなかった者であること。  
イ 審査基準日が、該当期間内の日である建設業者で、平成29年10月1日以降に新たに法第3条第1項の規定による許可（業種の追加を含む。）を受けた者であること。  
ウ 民事再生法等の手続中の者であること。
- 4 申請の方法  
経営事項審査の申請は、3により予約した審査日に、別表に指定している審査場所において、5の書類を持参して行うものとする。
- 5 審査日に持参する書類  
(1) 経営事項審査申請書（規則別記様式第25号の11）  
(2) 経営事項審査添付書類  
(3) その他別に定める書類
- 6 経営事項審査の手数料及び納付方法  
(1) 手数料  
熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）第2条第1項第114号に規定する額  
(2) 納付方法  
経営事項審査添付書類の「審査手数料印紙（証紙）貼り付け書」に熊本県収入証紙を貼り付けて納付するものとする。
- 7 経営事項審査の結果通知  
経営事項審査の結果通知書は、申請者に対し郵送する。
- 8 その他  
経営状況分析は、国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関で行う必要がある。（登録経営状況分析機関については、国土交通省ホームページ「登録経営状況機関一覧」に掲載）

9 問合せ先  
 熊本県土木部監理課建設業班  
 〒 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号  
 電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 4 8 5 (ダイヤルイン)

別表

地区	対象決算月	審査日			審査場所
		月	日(曜日)	開始時間	
熊 本	10~11月決算法人	4	19(水)、20(木)	午前9時から	4月 熊本県建設会館  5月以降 (熊本県庁本館10階 1002会議室)
	個人、12月決算法人	5	24(水)、25(木)		
		6	6(火)		
	1~2月決算法人	6	21(水)、22(木)		
	3月決算法人	7	18(火)、19(水)、20(木)		
	4月決算法人	8	24(木)、25(金)		
	5月決算法人	9	21(木)、22(金)		
	6月決算法人	10	18(水)、19(木)、20(金)		
	7月決算法人	11	6(月)、7(火)		
	8月決算法人	11	21(火)、22(水)、27(月)		
12		11(月)、20(水)、21(木)、22(金)			
宇 城	10~11月決算法人	4	5(水)	午前9時から  ( 4/5は 午後1時から )	宇城建設会館
	個人、12月決算法人	4	5(水)		
		5	17(水)		
	6月	6	13(火)		
		6	13(火)		
	1月決算法人	6	13(火)		
	2月決算法人	7	12(水)		
		7	12(水)		
	3月決算法人	7	12(水)		
	4~5月決算法人	9	20(水)		
6月決算法人	10	3(火)			
7~8月決算法人	11	16(木)			
9月決算法人	12	12(火)			
玉 名	10~11月決算法人	4	12(水)	午前9時から  ( 4/12は 午後1時から )	玉名建設会館
	個人、12月決算法人	4	12(水)		
		5	9(火)		
	6月	6	7(水)		
		6	7(水)		
	1月決算法人	6	7(水)		
	2~3月決算法人	7	11(火)		
	4月決算法人	8	21(月)		
	5月決算法人	9	1(金)		
	6月決算法人	10	2(月)		
7月決算法人	11	9(木)			
8月決算法人	11	17(金)			
9月決算法人	12	6(水)			

地区	対象決算月	審査日			審査場所
		月	日(曜日)	開始時間	
鹿本 菊池	10~11月決算法人	4	18(火)	午前9時から	鹿本建設会館
	個人、12月決算法人	5	15(月)		
		6	15(木)		菊池建設会館
	1月決算法人	6	15(木)		
	2~3月決算法人	7	13(木)		鹿本建設会館
	4月決算法人	8	22(火)		
	5月決算法人	9	13(水)		菊池建設会館
	6月決算法人	10	4(水)、5(木)		
7月決算法人	11	8(水)	鹿本建設会館		
8~9月決算法人	12	4(月)、5(火)		4日:鹿本建設会館 5日:菊池建設会館	
阿蘇	10~11月決算法人	4	21(金)	午前9時から (4/21は 午後1時から)	阿蘇建設会館
	個人、12月決算法人	4	21(金)		
		5	12(金)		
	6	14(水)			
	1月決算法人	6	14(水)		
	2月決算法人	6	14(水)		
	7	6(木)			
	3月決算法人	7	6(木)		
	4月決算法人	8	18(金)		
5月決算法人	9	8(金)			
6月決算法人	10	13(金)			
7月決算法人	11	13(月)			
8~9月決算法人	12	8(金)			
上益城	10~11月決算法人	4	6(木)	午前9時から (4/6は 午後1時から)	矢部建設会館
	個人、12月決算法人	4	6(木)		
		5	10(水)		
	6	5(月)			
	1月決算法人	6	5(月)		
	2~3月決算法人	7	3(月)		
	4~5月決算法人	9	4(月)		
	6月決算法人	10	10(火)		
7~8月決算法人	11	15(水)			
9月決算法人	12	1(金)			
八代	10~11月決算法人	4	14(金)	午前9時から	八代建設会館
	個人、12月決算法人	5	16(火)		
		6	16(金)		
	1月決算法人	6	16(金)		
	2~3月決算法人	7	7(金)		
	4月決算法人	8	17(木)		
	5月決算法人	9	6(水)、7(木)		
6月決算法人	10	11(水)、12(木)			



地区	対象決算月		審査日			審査場所
			月	日(曜日)	開始時間	
八 代	7月決算法人		11	1(水)		
	8月決算法人		11	20(月)		
	9月決算法人		12	18(月)、19(火)		
芦 北	10~11月決算法人		4	13(木)	午前9時から 〔 4/13は 午後1時から〕	芦北建設会館
	個人、12月決算法人		4	13(木)		
			6	20(火)		
	1月決算法人		6	20(火)		
	2~3月決算法人		7	4(火)		
	4~5月決算法人		9	5(火)		
	6月決算法人		10	17(火)		
	7月決算法人		11	2(木)		
8~9月決算法人		12	14(木)			
球 磨	10~11月決算法人		4	11(火)	午前9時から 〔 4/11は 午後1時から〕	球磨地域振興局 大会議室
	個人、12月決算法人		4	11(火)		
			6	19(月)		
	1月決算法人		6	19(月)		
	2~3月決算法人		7	5(水)		
	4~5月決算法人		9	12(火)		
	6月決算法人		10	16(月)		
	7~8月決算法人		11	14(火)		
9月決算法人		12	13(水)			
天 草	10~11月決算法人		4	7(金)	午前10時から 〔 5/19、6/9 9/15は 午前9時から〕	天草建設会館
	個人、12月決算法人		5	18(木)、19(金)		
			6	8(木)、9(金)		
	1月決算法人		6	8(木)、9(金)		
	2~3月決算法人		7	14(金)		
	4月決算法人		8	23(水)		
	5月決算法人		9	14(木)、15(金)		
	6月決算法人		10	6(金)		
7月決算法人		11	10(金)			
8月~9月決算法人		12	15(金)			
大 臣	個人、10~12月決算法人		4	17(月)	午前10時から	4月 (熊本県庁本館13階 1301会議室)  5月以降 (熊本県庁本館10階 1002会議室)
	1~2月決算法人		6	23(金)		
	3月決算法人		7	21(金)、24(月)		
	4月決算法人		8	28(月)		
	5月決算法人		9	25(月)		
	6~7月決算法人		10	23(月)、24(火)		
	8月決算法人		11	28(火)		
	9月決算法人		12	7(木)		
予備日	受審要件を満たす者	平成30年	3	5(月)	午前10時から	熊本県庁本館10階 1002会議室

登載依頼

熊本県教育委員会公告第 27 号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 51 号）第 11 条の規定により、次のとおり公告する。

熊本県教育長 宮尾 千加子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成 28 年度熊本県高等学校産業教育電算機組織整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入れ
ア 教育用コンピュータ 172 セット
イ サーバ 4 セット
ウ その他周辺機器及びソフトウェア一式
2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県教育庁教育指導局高校教育課産業教育指導係
郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
3 落札者を決定した日
平成 29 年 1 月 31 日
4 落札者の名称及び住所
富士通リース株式会社九州支店
福岡県福岡市博多区東比恵三丁目 1 番 2 号
5 落札金額（月額）
538,920 円（うち消費税及び地方消費税の額 39,920 円）
6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
7 入札公告日
平成 28 年 12 月 6 日

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 29 年 3 月 7 日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

熊本県人事委員会規則第 1 号

熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則（昭和 46 年熊本県人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

- 第 2 条第 3 項第 4 号中「。第 4 条第 3 項第 2 号において同じ」を削る。
第 4 条第 1 項中「終る」を「終わる」に改める。
第 4 条第 3 項を次のように改める。
3 一般職員給与と条例第 11 条の 3 第 1 項及び県立学校給与条例第 14 条の 3 第 1 項に規定する異動又は公署の移転の日が平成 23 年 4 月 1 日（平成 23 年 1 月 30 日）までの間に規定する職員（医療職給料表（1）又は熊本県一般職の任用付研究員の採用等に関する条例第 5 条第 2 項に規定する給料表の適用を受けるとする職員を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（平成 23 年熊本県条例第 48 号。以下この項において「平成 23 年改正条例」という。）の施行の日における平成 23 年改正条例第 1 条の規定による改正後の県立学校給与条例の規定、平成 23 年改正条例第 2 条の規定による改正後の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 18 年熊本県条例第 8 号）附則第 7 項から第 9 項までの規定及び平成 23 年改正条例第 7 条の規定による改正後の熊本県立学校職員給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年熊本県条例第 42 号）附則第 6 項から第 8 項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに一般職員給与条例第 11 条の 3 第 1 項及び県立学校給与条例第 14 条の 3 第 1 項に規定する異動又は公署の移転の日を受けていた」とする。
第 4 条第 4 項中「前項各号」及び「前項第 1 号、第 2 号又は第 3 号」を「前項」に改める。

別表を次のように改める。
別表（第 1 条、第 2 条、第 3 条関係）

Table with 4 columns: 組織区分, 所在地, 公 署, 級 別 区 分. Row 1: 知事の事務部局, 阿蘇市西湯浦, 農業研究センター畜産研究所草, 2 級地



のと、1 から額  
 日か平成 32 年  
 行額 4 月 1 日  
 施した規 定す  
 と得た額を算し  
 額を、4 を加算  
 基礎額を、4 第  
 基礎額を、同額  
 係例 4 1 を得た  
 に特例 4 1 を得  
 等置分 7 0 乗  
 日措 0 0 のを捨  
 た過 1 0 0 分を  
 っ経 1 0 0 分を  
 なのは 1 0 4 の  
 と員 1 0 0 のを  
 と職額 1 0 0 分  
 と該額 1 0 0 分  
 こ該基 1 0 0 分  
 る当基 1 0 0 分  
 すが例 1 0 0 分  
 勤務特 1 0 0 分  
 勤務特 1 0 0 分  
 のに、そ 1 0 0 分  
 額 (そ 1 0 0 分  
 月該 1 0 0 分  
 のし 1 0 0 分  
 の当 1 0 0 分  
 算 1 0 0 分  
 手合 1 0 0 分  
 務を 1 0 0 分  
 勤額 1 0 0 分  
 地額 1 0 0 分  
 特基 1 0 0 分  
 る係 1 0 0 分  
 によ 1 0 0 分  
 規定 1 0 0 分  
 規前 1 0 0 分  
 8 準 1 0 0 分